

板橋区介護保険サービス事業者等指導及び監査実施要綱

(平成18年3月31日区長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条、第42条第4項、第42条の3第3項、第45条第8項、第47条第4項、第49条第3項、第54条第4項、第54条の3第3項、第57条第8項、第59条第4項、第76条、第78条の7、第83条、第90条、第100条、第115条の7、第115条の17、第115条の27、第115条の33、第115条の45の7及び東京都板橋区基準該当居宅サービス事業者等の登録に関する規則の規定に基づき、介護保険施設の開設者、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、第一号事業を行う者、基準該当居宅サービス事業者、基準該当居宅介護支援事業者及び基準該当介護予防サービス事業者等（以下「介護サービス事業者等」という。）に対して、板橋区（以下「区」という。）が行う指導及び監査について、基本的事項を定める。

(指導及び監査の目的)

第2条 指導は、介護サービス事業者等に対して行う介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る施設サービス及び居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求等に関し、法令及び通達、その他健康生きがい部長が定める事項に対する適合状況等について、個別に明らかにし、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護サービス事業者等の支援を基本とし、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

2 監査は、介護給付等対象サービスの内容及び介護報酬の請求に関し、法に定める勧告、命令、指定の取消し及び期間を定めたその効力の全部若しくは一部の停止に該当する場合、又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とし、介護給付等対象サービスの質の確保、保険給付の適正化及び業務管理体制の適正な整備・運用を図ることを目的とする。

(指導及び監査の対象)

第3条 この要綱に基づく指導及び監査の対象は、次に掲げるサービス事業者等とする。

- (1) 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設
- (2) 指定居宅サービス事業者
- (3) 指定地域密着型サービス事業者

- (4) 指定居宅介護支援事業者
- (5) 指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者
- (6) 指定介護予防支援事業者
- (7) 法第115条の45第1項第1号に規定する第一号事業を行う者
- (8) 法第45条第1項に規定する住宅改修を行う者
- (9) 東京都板橋区基準該当居宅サービス事業者等の登録等に関する規則(平成11年板橋区規則第65号)により、基準該当の登録をした事業者

(指導方針)

第4条 指導は、介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに、指導基準等に照らし改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行う。

(指導形態)

第5条 指導形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

指導の対象となる介護サービス事業者等を、必要な指導内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

指導の対象となる介護サービス事業者等の事業所において実地に行う。

ア 一般指導

区が単独で実地指導を行う。

イ 合同指導

区が都と合同で実地指導を行う。

(指導対象の選定基準)

第6条 指導対象は、全ての介護サービス事業者等を対象とし、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、毎年度作成する実施計画において、事業種別毎の状況に応じて選定する。

(1) 集団指導の対象選定基準

集団指導の対象は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例に基づく指導内容に応じて選定する。

(2) 実地指導の対象選定基準

ア 一般指導

(ア) 一般指導の対象は、毎年度、国の示す指導重点事項に基づき、介護サービス事業者等を選定する。

(イ) その他、特に一般指導を要すると認める介護サービス事業者等の中から選定する。

イ 合同指導

合同指導の対象は、一般指導の対象とした介護サービス事業者等の中から選定する。

(3) 東京都及び関係区市町村との連携

集団指導及び実地指導の実施にあたっては東京都及び関係区市町村と互いに連携を図り、必要な情報交換に努めるものとする。

(指導の実施方針及び実施計画)

第7条 指導の実施方針及び実施計画は、次のとおりとする。

(1) 指導を効率的・効果的に実施するため、指導の重点事項、指導目標及び指導項目等を掲げる指導実施方針並びに指導基準を、毎年度、別に定めるものとする。

(2) 実施方針に基づき、当該年度の実施指導等の実施時期、指導班の編成及び規模等を含む実施計画を別に作成するものとする。

(指導の実施方法)

第8条 指導の実施方法は次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となる介護サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の実施日時、場所、出席者、指導内容等を当該介護サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

また、集団指導を欠席した介護サービス事業者等には、当日使用した資料を後日配付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

(2) 実地指導

ア 指導通知

指導対象となる介護サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定及び目的、実施日、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により、当該介護サービス事業者等に通知する。

ただし、必要と認められる場合は、指導の開始時に文書を提示することにより行う。

イ 指導方法

実地指導は、介護保険施設等実地指導マニュアルに基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。

ウ 指導結果の通知等

実地指導の結果については、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた事項を含め、後日文書によって通知を行う。

エ 改善報告書の提出

当該介護サービス事業者等に対して、文書により改善を指摘した場合は、改善期日を記載した指導結果通知を送付し、改善報告書の提出を求めるものとする。なお、改善報告書の提出期日については、指導結果通知書発送日の30日以内とする。

オ 指導体制

指導は、2名以上の指導班を編成して実施する。

(3) 調査書等の提出

指導の実施に当たっては、介護サービス事業者等から指導に必要となる書類（調査書）等の提出を求めることができる。

(4) 監査への変更

実地指導中に次に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに第9条から第18条に定めるところにより監査を行う。

ア 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合。

イ 報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合。

(監査方針)

第9条 監査は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求及び業務管理体制の整備に関する事項について不正又は著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適正な措置を行うことを方針とする。

(監査対象の選定基準)

第10条 監査は、次に示す情報を踏まえて、指定基準違反等について別表第1による事項が確認される場合に行うものとする。

(1) 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 東京都国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

ウ 連合会・苦情相談室等からの通報情報

エ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者

(2) 実地指導において確認した情報

区が法第23条により指導を実施して、介護サービス事業者等について確認した指定基準違反等

(監査の実施方法等)

第11条 区長は、介護サービス事業者の指定基準違反等の確認について必要があると認め

るときは、監査実施通知を交付した上で、当該介護サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類等の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護サービス事業所、事務所その他介護サービスの事業に係る場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

2 業務管理体制の整備・運用状況の確認等に当たっては、「介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」（平成21年3月30日老発第033077号厚生労働省保健局長通知）を踏まえて実施することとする。

3 区長は、指定権限が東京都にある指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設開設者、介護老人保健施設開設者及び指定介護予防サービス事業者について、実地検査等を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を都知事に対して行うとともに、指定基準違反と認めるときは、文書によって都に通知を行うものとする。なお、都と区が同時に実地検査等を行っている場合には、通知を省略することができるものとする。

（通知及び報告書の提出）

第12条 監査の結果、法に定める勧告には至らないが、改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。また、当該介護サービス事業者等に対して、文書で通知した事項については、その改善状況について、文書により報告を求めるものとする。

（行政上の措置）

第13条 指定基準違反等が認められた場合には、法第5章第3節「指定地域密着型サービス事業者」、第4節「指定居宅介護支援事業者」、第7節「地域密着型介護予防サービス事業者」及び第8節「指定介護予防支援事業者」並びに第6章「地域支援事業等」に掲げる「勧告、命令等」「指定の取消し等」の規定に基づき、行政上の措置を機動的に行うものとする。

（1）勧告

介護サービス事業者等に指定基準違反等の事実が確認された場合、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において、当該介護サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

（2）命令

介護サービス事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令した場合には、その旨を公示しなければならない。

命令を受けた場合において、当該介護サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(3) 指定の取消し等

区長は、指定基準違反等の内容等が、法第78条の10、法第84条、法第115条の19又は法第115条の29、法第115条の45の9のいずれかに該当する場
合においては、当該介護サービス事業者等に係る指定・登録を取消し、又は期間を定
めてその指定・登録の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(聴聞等)

第14条 監査の結果、当該介護サービス事業者等が命令又は指定の取消し等の処分に該当
すると認められる場合は、監査後、当該介護サービス事業者等に対して、行政手続法（平
成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行
わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規
定は適用しない。

(経済上の措置)

第15条 勧告、命令又は指定の取消し等を行った場合に、保険給付の全部又は一部につい
て当該保険給付に関する保険者に対し、法第22条第3項に基づく不正利得の徴収等（返
還金）として徴収を行う旨の通知をする。また、命令又は指定の取消し等を行った場合
には、当該介護サービス事業者等に対し、原則として、法第22条第3項の規定により返還
額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるものとする。

(関係機関及び東京都との連携)

第16条 指導及び監査にあたっては、連合会及び東京都との連携を図り、効果的に実施す
るよう努める。

(東京都等への報告)

第17条 法第197条及び法第197条の2の規定に基づき、監査及び行政措置上の実施
状況について、求めに応じ、東京都又は厚生労働省へ報告を行う。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康生きがい部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 東京都板橋区介護老人保健施設指導監査実施要綱(平成12年12月12日決定)、認知
症高齢者グループホーム実地調査指導処理基準(平成13年9月13日決定)及び板橋区
介護サービス事業者等に対する調査及び指導実施基準(平成17年3月31日決定)は廃

止する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成21年5月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第10条関係）

監査の選定基準

- 1 介護給付等対象サービスの内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- 2 介護報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- 3 法第74条、第78条の4、第81条、第88条、第97条、第115条の4、第115条の14又は第115条の24に規定する基準に重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- 4 度重なる一般指導及び合同指導を行っても、介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求に改善がみられないとき。
- 5 正当な理由がなく一般指導及び合同指導を拒否したとき。